

主な保険用語

お金に関する用語	保険金 ほけんきん	被保険者が亡くなったとき、高度障害状態に該当されたときなどに受取人へお支払いするお金
	給付金 きゅうふきん	被保険者が入院したとき、手術を受けたとき、災害によって身体に障がいが残ったときなどに受取人へお支払いするお金
	保険料 ほけんりょう	契約者（企業・団体など）から当社へお払い込みいただくお金
人に関する用語	契約者 けいやくしゃ	企業・団体または被保険団体の代表者のこと。当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（たとえば、契約内容変更などの請求権）と義務を有している
	被保険者 ひほけんしゃ	保障の対象となる人のこと
	受取人 うけとりん	保険金や給付金を受け取る人のこと
保険の制度などに関する用語	約款 やっかん	保険契約上のいろいろな取り決めを記載したもの
	主契約と特約 しゅけいやく とくやく	保険の基本となる契約内容を主契約、その主契約の保障をさらに充実させるなどのために主契約に付加する契約を特約という
	責任開始期(日) せきにんかいしきひ	契約の保障が開始される時期を責任開始期、その責任開始期の属する日を責任開始日という
	支払事由 しはらいじゆう	約款で定める、保険金・給付金をお支払いする要件のこと
	免責事由 めんせきじゆう	約款で定める、支払事由が発生しても保険金・給付金をお支払いできない要件のこと
	告知義務 こくちぎむ	契約者・被保険者が契約の申し込みをするときに、現在の健康状態や過去の病歴などの重要なことがらを、正確に当社に報告いただくこと
	告知義務違反 こくちぎむいはん	当社がおたずねした重要なことがらについて、故意または重大な過失により事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知することを告知義務違反といい、当社のご契約の全部または一部を解除することができる
	解除 かいじょ	告知義務違反などにより、契約の全部または一部を消滅させること
	失効 しっこう	保険料払込猶予期間（払込期日の属する月の翌月末日まで）を過ぎても保険料のお払い込みがなく、契約の効力が失われること
	復活 ふっかつ	失効したご契約について、告知書をご提出のうえ、効力のある状態に戻すこと。復活可能期間は猶予期間満了の日の翌日から1ヵ月以内
その他の用語	<p>急激かつ偶発的な外来の事故のこと</p> <p>急激：事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないこと。 慢性、反復性、持続性の強いものは該当しない</p> <p>偶発：事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないこと。被保険者の故意にもとづくものは該当しない</p> <p>外来：事故が被保険者の身体の外部から作用すること。身体の内部的原因によるものは該当しない</p>	